

平成 27 年 1 月 19 日

各環境安全管理室長 殿

環境安全本部環境管理部長

労働安全衛生法等改正での本学対応について

平成 26 年 11 月 1 日付で改正のあった標記について、本学では以下のとおりとしますのでお知らせします。

1. クロロホルムほか9物質の作業場所について

- ・局所排気装置（ドラフトチャンバー）等の中での作業を基本とする。

測定機器の設置場所等の都合で局所排気装置（ドラフトチャンバー）内での作業が難しい場合は、代替品使用の検討や使用量削減の検討を行う。

また同時に、フレキシブル局所排気装置を導入するなど作業環境の改善に積極的に取り組むことが必要となる。

特にフレキシブル局所排気装置の導入は設置スペースの確保等の問題で局所排気装置（ドラフトチャンバー）の導入が難しい研究室などにおいても有効な排気装置であるため、クロロホルムほか9物質を使用する場所での必要最低限の設備としての整備は必要である。

<フレキシブル局所排気装置 例>

- ・ヤマト科学（株）、日本ブロアー（株） SD システム（フレキシブル局所排気システム）
- ・（株）ダルトン TERFU シリーズ（FUMEX 社製フレキシブルフード）
- ・（株）ヤマダコーポレーション フレキシブルアームシリーズ

2. クロロホルムほか9物質の作業環境測定について

- ・クロロホルムほか9物質について、労働安全衛生法指定化学物質の3ヶ月集計は平成 27 年 1～3 月集計分より、特定化学物質として集計できるように UTCRIS を改修中である。

そのため、クロロホルムほか9物質の作業環境測定は平成 27 年度上期より特定化学物質として選定対象になる。

3. 特殊健康診断について

- ・保健・健康推進本部の平成 26 年度 2 回目の特定健診対象者調査表の中にクロロホルムほか9物質がすでに含まれており、検診対象者の調査を行っている。

4. 保護具の整備について

- ・防毒マスクなどの保護具は作業従事者分以上の数を確保することが必要である。

作業従事者分以上の数を確保することが難しい場合は、代替品使用の検討や使用量削減の検討を行う。

5. 掲示物への対応について

- ・特別管理物質としての掲示

⇒掲示物例（一部は公開済）を本部で作成しポータル等に順次アップロードする。

必要な部局でダウンロード（印刷）して掲示してもらう。

（※）掲示の方法は各部局あるいは各研究室に任せることとする。

Ex. 壁一面に全部貼る、ファイリングして壁掛けにする、など

- ・建物入口などに掲示している有機溶剤等の作業場の取扱い上の注意事項等の内容変更

⇒本部で修正用のシールを作成し部局へ配布する。

【本件担当】

本部環境安全課 結城，関（祐）

内線 21052

E-mail : kankyoanzensuishin@ml.adm.u-tokyo.ac.jp